入 札 公 告

[単体及び経常 J V 対象工事用(総合評価一般競争入札(事後審査方式))]

[電子契約対象工事]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告(共通編)を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領(以下「試行要領」という。)の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告(共通編)によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札(事後審査方式)による工事、電子契約対象工事の入札**である。入札にあたっては、本公告 5(1)、5-2、7、9(4)に留意すること。

公告日:令和7年10月2日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局(間い合わせ先)

(1) 担当課名	茨城県土木部営繕課	
(2) 郵便番号及び所在地	〒310−8555	茨城県水戸市笠原町978番6
(3) 担当及び連絡先	(契約担当)	担当:係長 山﨑、主事 森作
	庶務グループ	電話:029(301)4546
		Email:eizen@pref.ibaraki.lg.jp
	(工事担当)	担当:課長補佐 上野、係長 大野
	機械設備グループ	電話:029(301)4566

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

対象工事の自合及の人化失物に関する主要な未行		
(1) 工事番号及び工事名	第07-12-109-Z-072号	
	(仮称) 神栖特別支援学校新築衛生設備工事	
(2) 工事場所	神栖市須田地内	
(3) 工事概要	RC造一部木造 2階建て	
	延べ面積 7,470.19㎡	
	・機械設備工事 一式	
	(衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、浄化槽設備、	
	撤去工事、発生材処理)	
(4) 工期	5 4 0 日間	
(5) 建設工事の種類(業種	管工事	
区分)		
(6) 予定価格	金326,678,000円(消費税及び地方消費税を含む。)	
(7) 総合評価方式の適用	有り	
の有無	本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用実績に関する技術資料を受	
	け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合	
	評価方式(特別簡易型(Ⅱ))の工事である。	
	無し	
(8) 最低制限価格	設定する	
	設定しない	
(9) 調査基準価格	設定する(特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公	
	告(共通編)等により確認しておくこと)	
	設定しない	

(10) 本工事の入札におけ 有り 本工事の入札は、分割発注・同一工種の工事に係る競争入札であ り、以下の順により同日に開札する。 る他工事落札者の参加 制限及び他工事の入札 ① (工事番号、工事名) における本工事落札者 ② (工事番号、工事名) の参加制限 ③ (工事番号、工事名) 先行して開札された工事の落札者は、同日に実施されるその後の 分割工事・同一工種の工事の入札に参加できない。この場合におい ては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。 無し (11) その他 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法 律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等 の実施が義務付けられた工事である。 特に無し

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである(全てを満たすこと)。

このエチッグではこうカナ	る有に必要な賃格は、伙のとわりである(主しを禍たりこと)。
(1) 入札参加資格 (いず	ア 管工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に
れも満たすこと)	登載された格付けがA等級であること。
	イ 管工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に
	登載された年間平均完成工事高が 2 (6) の予定価格 (税抜) 以上の者であ
	<u>ること。</u>
(2) 施工実績 (いずれも	ア 同種又は類似工事のうち、平成17年4月1日から令和7年3月31日
満たすこと)	までの期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること(共同企
	業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限
	る。)。
	① 同種工事は、施工に係る部分が2階建以上あり、延べ面積3,700㎡以
	上の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校をいう。)
	の管工事(新築、増築、改築に係る給排水衛生設備工事に限る。)とす
	る。
	2 類似工事は、施工に係る部分の延べ面積2,400㎡以上の建築物の管工
	事(新築、増築、改築工事に係る給排水衛生設備工事に限る。)とする。
	イ <u>茨城県が発注した一件の規模が 円以上の(工事の内容)工事のうち、</u>
	年月日から年月日の期間に竣工した工事を元請として
	施工した実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率
	が20%以上の場合のものに限る。)。
(3) 配置予定技術者(い	ア 本工事への専任配置について
ずれも満たすこと)	要(本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法(昭和24
) NO OTATE / CC/	年法律第100号)第26条第3項第2号又は建設業法施行令(昭和
	31年政令第273号)第27条第2項に該当する場合は、この限り
	ではない。 (3 (3) サ及び 5 (5) 参照))
	不要(専任を要しない他工事との兼任を認める)
	イ 管工事について、建設業法第26条に規定する 主任又は 監理技術者にな
	り得る者であること。
	ウ 建設業法第26条第1項に基づき主任技術者として配置される場合は、
	一級管工事施工管理技士もしくは技術士試験合格者(これと同等以上の資
	一般日上事施上日達投上もしては投州上路駅 1 竹 日 (これと同寺以上の) 格を有する者として国土交通大臣が認定した者を含む) であること。
	エ 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合 及
	工 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下
	<u> ○建設業法弟20余弟3項弟2亏の規定の適用を受ける監理技術名(以下</u> 「 <u>専任特例2号の場合の監理技術者」という。)として配置される場合</u> は、
	監理技術者資格者証(管工事に対応するもの)を有し、監理技術者講習を
	修了している者であること。

- カ 建設業許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者)について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所技術者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。

- (ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業 所の専任技術者であること。
- (イ) 本工事箇所及び属する営業所が茨城県内にあること。 なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも必事できることを申請者が証したものとみなす。
- キ 建設業許可における建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐す る者等(以下「経営業務の管理責任者等」という。)について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任 者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

- ク 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日 以前に3月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不要」とされている場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。
- ケ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理 技術者補佐について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。ただし、建設業法第26条第3項第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)サ及び5(5)参照)

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期日から 配置できること。 コ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする(2(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。)。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。

専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数 (3名まで)」は、「複数 (3名まで(監理技術者補佐を含まない。))」に、上記「開札後から契約までの間に1名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で配置するものとする。」と読み替える。

サ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置について

本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置は認めない。 本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例2号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の (1)~(9)の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者 (建設業法 第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者) のうち、一級の技術検 定の第一次検定に合格した者 (一級施工管理技士補) 又は一級施 工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術 者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者 の資格を有する業種に限られること。

- (3) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工 管理技士補に係る技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技 術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (4) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争 参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係がある ものであること。
- (5) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事数は、本工事を含め2件までであること。
- (6) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内の工事であること。
- (7) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議 への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を適 正に遂行すること。
- (8) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (10) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工 事※以外の工事でなければならないこと。

(※「維持工事」とは24時間体制での応急処理工又は緊急巡回 が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事。)

(4) 営業所の所在地 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。
(5) 建設業許可 管工事について、特定建設業の許可を受けていること。
(6) 経営事項審査 管工事について、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内の審査 基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをい

	う。)を受けている者であること。
(7) 対象工事の設計業務	ア 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。
等の受託者との関係	イ 受託者と資本又は人事面において関連がある者(※)でないこと。
(いずれも満たすこ	※ 詳細については、入札公告(共通編)による。
と)	設計業務等の受託者 株式会社横須賀満夫建築設計事務所
	株式会社河野正博建築設計事務所
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。

4 設計図書の閲覧方法

4 設計図書の閲覧方法	
(1) 設計図書の閲覧	ア インターネットによる方法
	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウン
	ロードすること(入札情報サービス)。
	URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html
	イ 閲覧による方法
	(ア) 場所:公共事業情報センター
	(茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階)
	(4) 期間:令和7年10月2日(木)~令和7年10月27日(月)(茨
	城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する
	県の休日(以下「休日」という。)を除く。)
	(ウ) 時間:午前9時から(水曜日のみ午前10時から)午後4時まで
	(正午から午後1時までを除く。)
(2)設計図書に関する質疑	ア 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き茨城県建設
	工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により
	行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システムにより行
	j.
	(電子入札システムURL: <u>http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html</u>)
	• 質疑受付期間
	令和7年10月16日(木)~令和7年10月17日(金) (体
	日を除く。)
	いずれも午前9時から午後4時まで ・ 提出先:担当部局
	· 回答閲覧期間
	令和7年10月22日(水)~令和7年10月27日(月)(休
	日を除く)
	いずれも午前9時から午後4時まで
	イ アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。ただ
	し、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メールによる提出について
	も可とする。回答は、書面又は電子メールにより行い、公共事業情報セ
	ンターに於いて閲覧に供する。
	• 質疑受付期間
	令和7年10月16日(木)~令和7年10月17日(金) (体
	<u>日を除く。)</u>
	・ 書面の提出先:担当部局に同じ。
	FAX番号 029 (301) 4569
	• 回答閲覧期間
	令和7年10月22日(水)~令和7年10月27日(月)(休
	日を除く)
	いずれも午前9時(水曜日のみ午前10時から)から午後4時ま
	で(正午から午後1時までを除く。)
(3) 現場説明会	実施しない。

5 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

なりない。	
(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」(様式第2号)及び「自己採点表兼評価点算定資
	料一覧表」(技術資料・様式第1号)については、電子入札システム(※)により、中まセステル
	り申請すること。 また、電子契約用メールアドレス確認書(別添様式)に、電子契約の希望
	の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。
	※:画像ファイル (.tif) に変換して提出すること。
	それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこと
	とするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が
	2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。
	ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、
	電子メール (画像ファイル) による提出についても可とする。 (電子入札)
	ステムURL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 申請期間	ア 受付開始: 令和7年10月16日 (木) 午前9時
	イ 締切 : 令和7年10月20日(月)午後4時(必着)
	※:休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号)
	(承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成の
	うえ、併せて申請(提出)すること。)
	イ 5-2(1)に示す技術資料(総合評価方式関連)
	ウ 競争参加資格確認資料(様式第2号)2/2面 作成要領2(1)~
	(4)の資料
	エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)、(5)
	に係る届出書(主任技術者の兼務届)
	オ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式)
	専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ カー電ス割約用ストルスドレスが設ま(川浜様子)
	カ 電子契約用メールアドレス確認書(別添様式) ※ ウの書類を提出しない者のした入札は無効とする。
 (4) 配置予定技術者の重	同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申
複申請	請しようとする場合には、以下により申請すること。 ただし、2 (10)におい
12 1 417	て、本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の
	落札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対
	し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手
	続きを要しない。
	ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する
	場合には、主任(監理)技術者重複申請書を提出すること((3)と併せ
	て、申請(提出)すること)。
	イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に
	配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申
	込書取下げ書」を開札日時までに提出すること(紙媒体(※)により提
	出すること)。
	ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争 参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。
	※:郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得な
	が・野込による場合には青田野皮によること。なお、素高やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下
	げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送す
	ること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、 書留郵便で
	はなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可と
	する。

(5)専任を要する工事にお	3(3)において建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記
ける配置予定技術者の兼	のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。
務の届出書	(1)兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現
	場が同一市町村内(神栖市)であること
	(2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと
	(3)建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所技術者等で
	ないこと
	(4) 本工事、兼務する工事及び他の工事の現場代理人でないこと
	他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請
	する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の
	兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体等により申請(提出)するこ
	と)。
	なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事
	を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主
	任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告(共通編)による。

5-2 総合評価方式に係る技術資料

5の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)の提出を求める。

	脚を打りために必要な其材(以下「扠帆其材」という。)の掟山を求める。 「
(1)提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表(様式第1号)
	イ 工事成績評定評価対象工事資料 (様式第2号)
	ウ 施工実績評価資料 (様式第3号)
	工 配置予定技術者評価資料 (様式第4号)
	オ 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料 (様式第6号)
	カ 地域活動(ボランティア)実績評価資料(様式第7号)
	キ 企業の新規雇用実績(様式第14号)
	ク 若手又は女性技術者の配置(様式第15号)
	ケ 登録基幹技能者の配置(様式第16-1号)
	コ 災害時の基礎的事業継続力認定資料(様式第17号)
	サーICT施工技術の活用計画書(様式第18号)
	シ 週休2日制工事の施工実績(様式第19号)
	ス 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料(様式第20号)
(2) 提出方法	5(1)に同じ。(5の書類と併せて提出すること。)
(3) 提出期間	5 (2) に同じ。
(4) 提出した技術資料の	提出された技術資料の変更は認めない。
変更の可否	
(5)技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。
	イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加 者全員の仮の評価値を算出し、1位となった入札参加者(落札候補者)の
	日
	ウ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、そ
	の評価項目の評価点は0点とする。
	エ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であって
	も、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は
	本来の評価点とする。
	オ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であって も、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は
	り、自己評点が本来待られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は 自己評点どおりとする。
	H THI W C 40 / C 7 . 00

	カ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告(共通編) による。
(6) 競争参加資格に関す る事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

6 入札手続等

5 人札手続等	
(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。
	(電子入札システムURL : <u>http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html</u>)
(2) 入札期間	ア 受付開始:令和7年10月23日(木)午前9時
	イ 締切 : 令和7年10月27日(月)午後4時(必着)
	※:休日は入札を受け付けない。
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
	の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある
	ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、
	入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見
	積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記
	載すること。
	イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが
	できない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由とし
	て入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出
	を求める (入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出するこ
	と)。
	なお、該当する場合は、7(1)の提出書類についても郵送(書留に限る。)
	等により提出すること。
	※:Excel形式でファイルを作成後、画像ファイル(.tif)に変換して提出す
	ること。
(5) 競争入札執行(開札)	令和7年10月28日(火)午前10時20分から
の日時 (予定)	
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立
	会いを希望する場合は、立ち会うことができる。
(7) 入札参加者が1者のみ	入札の執行を取り止める。
の場合	有効な入札として取り扱う。
(8) 入札の執行の取り止	本工事に密接に関連する 工事(第 号、競争入札執
め等	行 (開札) 予定日 令和 年 月 日(火))の入札が不調となった場合には、
	この入札を取り止める場合がある。
(9) 共通事項(落札者の決	入札公告(共通編)による。
定方法等)	

7 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

PARTE DE L'ALTE	
(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度
	実施運営要領(以下「低入札要領」という。)第6条第4項に規定する
	判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6
	条第2項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」
	の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。
	イ アの提出方法については、原則郵送(書留に限る。)により送付する
	こと。
	ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、イによらず、持参又は電子メール
	による調査表の提出も可とする。

(2) 留意事項	(1)アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、
	別途担当部局から連絡する。
	(1)アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を
	無効とする。

8 技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となった者が提出する資料

(1) 提出書類	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。 ・契約締結(予定)日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受 審したことを証する書面(共同企業体の場合は、全ての構成員に係るも の)
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。 (1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合 (ファイル容量が2メガバイト以内)は、事前に電子入札システムによ り提出して差し支えない。

9 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。				
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保				
	証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保				
	証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約				
	保証金の納付を免除する。				
(3) 前払金、中間前払金、	詳細については、入札公告(共通編)による。				
部分払い					
(4) 契約書	建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第				
	69号)様式第2号)により、契約書を作成するものとする。				
	ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。				
	(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約				
	書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担				
	保の写し(保証事業会社の保証証書等)及び課税事業者届出書(又は免税				
	事業者届出書)を、落札の通知を受けた日から5日以内(土日及び休日を				
	含まない。)に茨城県土木部営繕課へ電子メールで送付すること。				
	なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに茨城				
	県土木部営繕課まで申し出ること。				
	(2) 契約締結決議終了後、茨城県土木部営繕課からの連絡があるので、落札				
	者(契約の相手方)は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。				
	なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手				
	順書を確認すること。				
	https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic_contracting/				
(5) 議会の議決	不要				
	要 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67条)				
	第96条第1項に規定する議会の議決を要する。				
	<u> </u>				
	を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議				
	決までの間に競争参加資格の要件を満たさなくなったとき又は県				
	が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停				
	<u> </u>				
	たときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は				
	契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。				
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約				
	とする。				

	(5)において、議会の議決が「要」とされて	いる場合、本工事に係る工事請			
	<u> 負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による県議会の</u>				
	議決を得た日から本契約とする。				
(7) 建設リサイクル関連	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資力別解体及び特定建設資材廃棄物の再資資工事であるため、設計図書等に記載されたにしたうえで入札すること。 イ 契約に当たり、分別解体等の方法、解係をするための施設の名称及び所在地、再資載する必要があることから、落札者は落れた。	源化等の実施が義務付けられた 上処理方法及び処分場所等を参考 本工事に要する費用、再資源化等 資源化に要する費用を契約書に記			
	特に無し				
(8)火災保険付保険の要否	要する				
	不要とする				
(9) 関連工事の随意契約	本工事に直接関連する他の工事の請負契約	を、本工事の請負契約の相手方と			
予定	の随意契約により締結する予定				
	有り	無し			
(10) 最低制限価格又は調	無し				
査基準価格の算定に係	有り				
る留意事項	7				
	4				
(11) 共通事項	入札公告(共通編)による。				

10 その他

(1) 入札公告(共通編) については、以下のアドレスに公告する。

URL:https://kennsetugyou-ibaraki.jp/nyuusatsukoukoku_kyoutsuu/

※:公告日に応じ、適用となる入札公告(共通編)が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線 [例: $\frac{\lambda + \lambda + \lambda}{\lambda}$]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。

(1/3)

評 価 項 目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	4.0 点	「81 点以上かつ工事件数 5 件以上」	4.0 点
当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定 点(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以		「81 点以上」又は	3.5 点
上)の平均値(小数点以下第2位四捨五入)及び工事		「80 点以上 81 点未満かつ工事件数 5 件以上」 「80 点以上 81 点未満」又は	3.0 点
件数により評価する。		「78 点以上80 点未満かつ工事件数5件以上」	3.0 m
評価の対象は、 <u>令和2年4月1日から令和7年3</u> 月31日までに竣工した茨城県土木部発注の1千万		「78 点以上 80 点未満」又は	2.5 点
円以上の管工事の評定点とする。		「76 点以上 78 点未満かつ工事件数 5 件以上」 「76 点以上 78 点未満」又は	2.0 点
なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を		「74 点以上 76 点未満かつ工事件数 5 件以上」	2.0 点
65.0 点とみなす。		「74 点以上 76 点未満」又は 「72 点以上 74 点未満かつ工事件数 5 件以上」	1.5 点
		「72 点以上 74 点未満」又は 「70 点以上 72 点未満かつ工事件数 5 件以上」	1.0 点
		「72 点未満」・対象無し	0 点
イの企業の施工実績	1.0 点	同種工事の実績有り	1.0 点
同種工事を元請けとして施工した実績(共同企業			
体の構成員の場合は出資比 20%以上) により評価			
する。		上記以外	0 点
評価の対象とする工事は、 <u>平成17年4月1日か</u> 6令和7年3月31日まで に竣工した管工事とす			
<u>55447 年 5 万 51 日本で</u> に竣工した自工事とする。			
同種工事は、施工に係る部分が2階建以上あり、			
延べ面積 3,700 ㎡以上の学校 (学校教育法 (昭和 22			
年法律第26号)に規定する学校をいう。)の管工			
事(新築、増築、改築に係る給排水衛生設備工事に			
限る。)とする。 ウ 配置予定技術者の施工経験	10年	日廷工事の奴略去 h	105
ウ 配置予定技術者の施工経験	1.0 点	同種工事の経験有り	1.0 点
理技術者(特例監理技術者又は専任特例2号の場合			0.5.6
の監理技術者含む)又は現場代理人として施工した		類似工事の経験有り	0.5 点
経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%		[== 101 A]	0 1
以上)により評価する。		上記以外	0 点
評価の対象とする工事は、平成17年4月1日か			
ら令和7年3月31日まで に竣工した管工事とする。			
る。 同種工事は、イ欄の同種工事に同じ。			
類似工事は、施工に係る部分の延べ面積 2, 400			
m ² 以上の建築物の管工事(新築、増築、改築に係る			
給排水衛生設備工事に限る。) とする。			
エ 優秀主任(監理)技術者の受賞	1.0 点	知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り	1.0 点
配置予定技術者の優秀主任(監理)技術者表彰(茨 城県建設業者表彰規程)の受賞の有無により評価す			
ప 。		受賞無し	0 点
評価の対象は、 令和2年度から令和6年度 にお			
ける受賞とする。 オ 週休2日制工事の施工実績	10 -	屋にかままがます か	10 -
茨城県が発注した週休2日制促進工事における	1.0 点	履行実績取組証有り	1.0 点
施工実績の有無で評価する。		履行実績取組証無し	0 点
評価の対象は 令和5年度、又は令和6年度に 繰越し竣工した 「週休2日制促進工事」における			\ \mathref{m}
履行実績取組証がある場合とする。			

		(2/	3)
評 価 項 目	配点	評価基準	評価点
カ 災害協定に基づく地域貢献の実績 茨城県土木部が管理する公共施設(道路、河川、 公園等)に関する災害時の応急対策協定の要請に	3.0 点	工事箇所の存する市町村における夜間・ 休日※の地域貢献の実績有り	3.0 点
基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の 参加の有無で評価する。 評価の対象は 令和2年4月1日から令和7年		工事箇所の存する市町村における地域 貢献の実績有り	2.0 点
3月31日までの地域貢献の実績及び 令和7年5		地域貢献の実績有り	1.0 点
<u>月</u> に実施した防災訓練等に参加している場合とする。 なお、地域貢献の実績は、防災訓練等に参加し		防災訓練等の参加有り	0.5 点
ている場合のみ評価の対象とする。 ※夜間:17時~8時の時間帯 休日:土日、祝日、12/29~1/3		防災訓練等の参加無し	点 0
キ 防疫業務の実績 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の 防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務	1.0 点	実績有り	1.0 点
の実績の有無により評価する。 評価の対象は、 <u>令和5年度又は令和6年度</u> において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。		実績無し	0 点
ク 地域活動 (ボランティア) の実績 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有 無で評価する。 評価の対象は、令和 5 年度及び令和 6 年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本(道路、河川、公共施設等)の維持管理	0.5 点	実績有り	0.5 点
に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は 令和 5 年度及び令和 6 年度 において、共通のもので無くとも良いが、発注者が 当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類(協定 書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等)によ り確認できるものに限る。		実績無し	0 点
ケ 地域内拠点の有無 工事箇所の存する地域に、本店(建設業法に基づ	2.0 点	潮来土木務所管内に本店を有する	2.0 点
く主たる営業所)がある場合に評価する。		上記以外	0 点
コ 企業の新規雇用実績 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、 <u>令和5年4月1日</u> 以降に正規雇用 (期間の定めのない雇用契約)した従業員を入札公告	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
日まで 3 ヶ月以上継続雇用している実績がある場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で 35 歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。		雇用実績無し	0 点
サ 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代 理人又は主任(監理)技術者として配置の有無で評価する。	1.0 点	当該業種の主任(監理)技術者の資格 を有する若手又は女性技術者を当該工 事の主任(監理)技術者又は現場代理 人に配置有り	1.0 点
評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある者とする。		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り 若手又は女性技術者の配置無し	0.5 点

(3/3)

評 価 項 目	配点	評価基準	評価点
 シ 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録配管基幹技能者、登録保温保冷基幹技能者、登録消火設備基幹技能者であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。 	1.0 点	登録配管基幹技能者、登録保温保冷基 幹技能者、登録消火設備基幹技能者の いずれかの配置有り 登録基幹技能者の配置無し	1.0 点
ス 災害時の基礎的事業継続力の認定 入札公告日現在における、国土交通省関東地方整 備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力(BC P)の認定の有無で評価する。	1.0 点	認定無し	1.0 点
合 計	18.5 点		